

2017年10月6日

長崎県知事  
中村法道 殿

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会  
代表 遠藤保男

石木ダム事業に係る、

## 土地収用・明渡裁決申請の取下げを求める要請書

私たちは、石木ダム事業予定地内の共有地権者です。

私たちの共有地が、収用・明渡裁決申請の対象地として審理対象になっています。

私たちはこの案件について、以下のように考えており、土地収用・明渡裁決申請の取下げを求めます。

1. 本案件の本質は、財産権の侵害とそれに対する「正当な補償」では満たされない。有害無益なダム事業によって、生活の場・地域社会を破壊されるという、人格権侵害である。
2. そうである以上、補償金によって解決できる問題ではない。
3. 土地収用法は、私有財産と公共の福祉の調整を目的とするものであり、収用委員会は、補償額の裁定を通じ、「正当な補償」か否かの審理はできても、人格権侵害を解決することができるものではない。
4. 人格権侵害を解決することができるものではない長崎県収用委員会が、本件事案を担当することは、有害無益である。

よって、以下の要請を行います。

### 記

1. 長崎県は、この事件は深刻な人格権侵害を伴うことを認め、財産権の補償しか扱えない収用委員会への土地収用・明渡裁決申請を取下げること。
2. この件が係争状態にあることを理由に、「話し合いはできない」とするのであれば、係争状態にある限りは、今後、本事業に係る一切の手続きを凍結すること。

**参考:**

- 長崎県と佐世保市が人格権侵害をまったく認めていないことの証左  
事業認定申請書は、水没予定地に 13 世帯が居住していることに一言も触れていない。

**当方の連絡先:**

**「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」事務局  
〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28  
電話・FAX 045-877-4970**